

平成28年度第23回人事委員会会議の結果

1 開催日時

平成29年3月9日(木) 午前10時00分～11時30分

2 開催場所

人事委員会室(さいたま市浦和区高砂3-15-1 県庁第2庁舎3階)

3 出席者

【人事委員】 委員長 馬橋 隆紀
委員 松沢 幸一
委員 小島 貴子
【事務局】 事務局長ほか5名

4 議事

会議冒頭で、議案第1号から第8号まで及び協議第1号から第3号までについては、埼玉県人事委員会会議規則第6条第1号の規定に該当するため非公開とすることを決定した。

議案第1号「採用候補者の選考について」

病院事業管理者から申請のあった採用候補者について、規定に基づき決定した。

【決定内容】

- 1 採用候補者数 1人
- 2 採用予定年月日 平成29年4月1日

議案第2号「採用候補者の選考について」

警察本部長から申請のあった採用候補者について、規定に基づき決定した。

【決定内容】

- 1 採用候補者数 1人
- 2 採用予定年月日 平成29年3月24日

議案第3号「転任の承認について」

知事及び警察本部長から申請のあった転任を承認することについて決定した。

【決定内容】

- 1 転任候補者数 2人
- 2 転任予定年月日 平成29年3月24日

議案第4号「平成26年(不)第1号事案について」

請求人から尋問事項書等が、処分者から反論書(10)及び証拠申出書が提出されたことを報告した。あわせて、請求人に対し処分者の主張に対する認否等を求めることについて決定した。

議案第5号「平成27年（不）第1号事案について」

請求人から反論書等が提出されたことを報告するとともに、処分者に対し請求人の主張に対する認否等を求めることについて決定した。

議案第6号「平成28年（不）第3号事案について」

処分者から準備書面（1）等が提出されたことを報告するとともに、請求人に対し処分者の主張に対する認否等を求めることについて決定した。

議案第7号「労働基準監督機関の職権行使について」

教育委員会委員長から提出された解雇予告除外認定申請について、労働基準法第20条第1項ただし書に規定する労働者の責に帰すべき事由に該当するものと認定した。

議案第8号「労働基準監督機関の職権行使について」

教育委員会委員長から提出された解雇予告除外認定申請について、労働基準法第20条第1項ただし書に規定する労働者の責に帰すべき事由に該当するものと認定した。

協議第1号「平成28年（不）第1号事案について」

本事案に係る裁決書案について協議した。

協議第2号「平成28年（措）第1号事案について」

本事案に係る判定書案について協議した。

協議第3号「平成28年（不）第2号事案について」

本事案に係る口頭審理の進行について協議した。